

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月及び同年2月

私は会社を退職後、平成6年1月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。国民年金の加入手続及び保険料納付は私の妻が行ったが、申立期間の保険料が妻は納付済みで、私だけ未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成6年2月頃払い出されたものと推認できる上、A市の「資格異動履歴詳細票」により、同年同月12日に国民年金の被保険者資格の取得処理を行っていることが確認できることから、申立期間の保険料納付書は、申立人に交付されていたものと認められる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の申立期間の保険料は、平成6年6月に納付されている上、申立人の同年8月から同年10月までの国民年金再加入期間の保険料は、同年12月に納付されていることから、国民年金の加入手続を行った申立人の妻が申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を約1万円と述べており、これは、申立期間当時の保険料額におおむね合致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年6月までの期間及び3年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から60年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年6月まで
③ 平成3年4月から同年7月まで

昭和55年5月頃、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間①の国民年金保険料については、最初の1年間ぐらひは私の母親が納付してくれ、その後は自分で毎月郵便局の窓口で納付していた。

申立期間②及び③の国民年金保険料については、遅れながらも私の父親又は自分が納付していた。

また、A市B区役所において、平成3年8月の婚姻に伴う変更手続の後、それまでの国民年金保険料の未納期間を調べてもらい、未納期間の保険料を全て納付している。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳前渡整理簿により昭和60年10月頃に払い出されたものと推認できるところ、オンライン記録により、申立人は、申立期間②及び③を除く昭和60年度以降の国民年金加入期間の国民年金保険料に未納が無いこと、及び申立期間②前後の期間の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、平成3年8月の婚姻後に未納期間を確認し国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が所持している国民年金保険料納付書・

領収証書により、申立人は、申立期間③の直前の期間について、平成元年 12 月から 2 年 3 月までの保険料を 4 年 1 月 29 日に、2 年 4 月から 3 年 3 月までの保険料を 4 年 5 月 26 日に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②及び③は合わせて 19 か月と短期間である上、申立人の父親から、「娘の国民年金保険料の納付について、娘が 20 歳になってから、前半は母親が関わっていたので分からないが、途中で娘が納付できない期間があり、納付書が送付される都度相談を受け、娘が納付できない時は未納が無いように私が納付していた。」との証言を得ていることから、申立人又は申立人の父親が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 60 年 10 月の時点では、申立期間①のうち 55 年 5 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料は既に時効により納付することができないほか、申立期間①のうち同年 7 月から 60 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶がないとしている。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月までの期間及び平成 3 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、結婚を契機にA市から転居したB市で国民年金の加入手続を行った。その後、納付が遅れることはあったが、銀行の窓口で継続して国民年金保険料を納付してきた。

国民年金に任意加入していた期間に被保険者資格喪失の申出を行った記憶もなく、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では国民年金保険料の未納期間とされているが、申立人が当時住所を定めていたC町の国民年金被保険者名簿により、同町が昭和55年4月23日に当該期間の国民年金保険料を検認している記録が確認できるところ、当該保険料が還付された記録は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間②について、オンライン記録及び日本年金機構D事務センターの回答により、当該期間に係る申立人の国民年金被保険者資格喪失日は、当初61年4月1日付けであったが、その資格喪失の理由が被用者年金に加入したことによるものと62年4月22日に訂正処理されていることが確認できること、申立人が60年4月1日付けで被用者年金に加入した形跡は見当たらず、当該資格喪失記録が不適切な状況がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金に任意加入した昭和52年3月以降の国民年金加入期間において保険料に未納が無く、保険料の納付意識が高

かったものと認められるところ、申立期間②について、申立人は、上述の被保険者資格喪失日の訂正処理が行われた62年4月22日までは国民年金の任意加入被保険者の資格を有しており、国民年金保険料の納付書が作成されていたものと考えられることから、納付意識の高かった申立人が、送付された納付書により当該期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月16日から同年10月1日まで

申立期間は、A社本店から同社B支店に転勤となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（A社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答によると、「当時の人事関係の資料は保存されていないが、申立人は昭和38年10月1日に開店する当社B支店への異動であることから、同年9月30日までは当社本店の社員であったので、当社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を誤ったものと考えられる。」と回答している上、事業所名簿及びオンライン記録によると、転勤先である同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であることを踏まえると、同年10月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は同保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

平成13年8月に、A社から給与月額は同社と同額（30万円）の条件でA社グループB社（現在は、C社）に移籍したが、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額が減額（18万円）されている。

申立期間の報酬月額が減額されたことはないので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の、標準報酬月額については、C社から提出された貸金台帳の厚生年金保険料額及び給与総額から、申立期間のうち、平成15年4月から同年8月までを30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てどおりの標準報酬月額を届出していないことを認めていることから、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月から15年3月までの期間については、事業主から提出された申立人に係る賃金台帳及びD市役所から提出された13年分及び14年分の給与支払報告書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致、又はほぼ一致していることが確認できる。

また、同僚一人から提出された当該期間に係る給与明細書により、当該同僚の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3895（事案 120 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における労働者年金保険被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、同資格喪失日は18年4月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年4月1日まで

昭和15年7月から18年3月末までの間、A社B事業所で働いていたが、そのうちの厚生年金保険が適用となった申立期間について、同保険の加入記録が確認できない。厚生年金保険料の納付を確認できる書類等はないが、会社の寮で同室だった者の名前と地図を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、認められないとの通知をもらった。

今回、申立期間について、新たな情報を提供するので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする事業所は存在していたが、社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、申立人の名前は記載されていないこと、ii) 申立人が一緒に勤務していたと述べている3人についても、被保険者名簿によると、申立期間中に当該事業所における被保険者記録は確認できないこと、iii) 申立人が独力で遺族を捜し当て、名前や生年月日を確認した同僚も、当該事業所において厚生年金保険に加入した期間が申立期間より後の昭和20年9月からとなっていること、及びiv) 当該事業所は48年8月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録等が廃棄されているなど、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していた事実及び厚生年金保険に加入し、同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に

当委員会の決定に基づく平成20年7月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の再申立てにおいて、「入社時にC作業所で働くため、2歳ぐらい生年月日を変更したことを思い出した。」と供述していることから、生年月日の検索範囲を拡大し再度確認したところ、A社B事業所における労働者年金保険被保険者台帳索引票（以下「索引票」という。）において、申立人と生年月日の年のみが2年相違している同姓同名の者（申立人の年は「15年」、索引票の年は「13年」）が、労働者年金保険法が施行された昭和17年1月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、この記録は申立人の記録と推認できる。

また、上記の索引票によると、申立人が前回の申立てにおいて一緒に勤務していたと述べている同僚3人のうち2人が、申立人と同日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、厚生年金保険被保険者台帳によると、両人とも申立期間に当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の名前は無い上、当該名簿においては、厚生年金保険被保険者記号番号欄の連続する番号に欠落があり、資格取得年月日が大幅に前後している記録が多数みられることから、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に勤務していた事実及び事業主による労働者年金保険料の控除が推認できること等の諸事情を総合的に判断すると、事業主は、労働者年金保険法において保険料徴収が開始された昭和17年6月1日に申立人の労働者年金保険被保険者資格を取得し、18年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったとすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。

脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 年 6 か月後の昭和 40 年 10 月 8 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきものであるところ、申立期間と支給決定日の間の A 社 B 支店に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、未請求となっている当該被保険者期間は、支給決定日の直前の期間であり、これを申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立人は昭和 38 年 6 月 * 日に婚姻により改姓しているが、C 社 D 支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名が旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

A社において、平成18年7月10日に賞与の支給を受けたが、標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年7月10日に支給された賞与に係る一時金支給記録から、申立人は、48万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

A社において、平成18年7月10日に賞与の支給を受けたが、標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年7月10日に支給された賞与に係る一時金支給記録から、申立人は、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

A社において、平成18年7月10日に賞与の支給を受けたが、標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年7月10日に支給された賞与に係る一時金支給記録から、申立人は、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月29日は40万2,000円、18年3月31日は6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年3月31日

申立期間①及び②はA社に勤務し、賞与の支払いを受けていたが、標準賞与額の記録が確認できない。申立期間①については基本給の倍額である40万2,000円を、申立期間②については全ての従業員が一律6万9,000円を支給されていた。

両申立期間の賞与支払明細書は無いが、市民税・県民税所得証明書（以下「所得証明書」という。）を保管しているので、両申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管する平成18年度所得証明書により、申立人が平成17年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額（41万4,955円）は、申立人のA社における申立期間①の標準賞与額を40万2,000円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額（2万8,719円）及び健康保険料額（1万8,995円）、オンライン記録により確認できる16年12月から17年11月までの標準報酬月額（22万円）、同年3月の標準賞与額（5万2,000円）及び同年8月の標準賞与額（22万円）に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額（20万4,047円）及び健康保険料額（13万7,130円）、並びに所得証明書に記載された給与支払金額（331

万 5,095 円) に、同僚が保管する給料支払明細書及び所得証明書により、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費 12 か月分(9 万 6,000 円)を加えた額(341 万 1,095 円)に基づく同年の雇用保険料額(2 万 6,043 円)を合計した額(41 万 4,934 円)とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間①において、標準賞与額 40 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、前述の同僚が保管する申立期間①の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払いを受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額(40 万 2,000 円)に相当する賞与の支払いを受けていたことが認められる。

2 申立期間②については、B 市から提供された平成 19 年度所得証明書により、申立人が平成 18 年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額(40 万 4,545 円)は、当該事業所における申立期間②の標準賞与額を 6 万 9,000 円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額(4,929 円)及び健康保険料額(3,253 円)、オンライン記録により確認できる 17 年 12 月から 18 年 3 月までの当該事業所における標準報酬月額(22 万円)、同年 4 月から同年 11 月までの他の事業所における厚生年金保険及び健康保険の被保険者期間に係る標準報酬月額(22 万円)、同年 8 月の標準賞与額(24 万 1,000 円)、同年 10 月の標準賞与額(5 万 8,000 円)及び同年 12 月の標準賞与額(30 万 1,000 円)に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額(21 万 6,442 円)及び健康保険料額(15 万 2,832 円)、並びに所得証明書に記載された給与支払金額(330 万 4,100 円)に、同僚が保管する給料支払明細書及び所得証明書により、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費 12 か月分(8 万 9,600 円)を加えた額(339 万 3,700 円)に基づく同年の雇用保険料額(2 万 7,150 円)を合計した額(40 万 4,606 円)とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間②において、標準賞与額 6 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、前述の同僚が保管する申立期間②の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払いを受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額(6 万 9,000 円)に相当する賞与の支払いを受けていたことが認められる。

3 事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答が得られな

い上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和57年12月31日から58年1月4日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年1月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月31日から58年1月7日まで
昭和56年9月1日からA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では資格喪失日が57年12月31日となっているのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和57年12月31日から58年1月4日までの期間について、申立人から提出されたA社に係る同年1月分の給与支払明細書（写し）によると、同月の労働日数が1日と記載されていること、申立人から提出された申立人に係る同社発行の57年分給与所得の源泉徴収票（写し）に退職年月日が記載されていないことから判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和56年11月26日付けA社発行の申立人宛の同年9月分社会保険料に係る領収証及び申立人から提出された同年10月分から同年12月分までの給与支払明細書（写し）から判断すると、同社は、厚生年金保険料を当月控除の方式により給与から控除していたことが認められるところ、上記の申立人に係る57年給与所得の源泉徴収票（写し）に記載された社会保険料等の控除額には、12か月分の厚生年金保険料を含む社会保険料が含まれていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 57 年 12 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票（写し）から確認できる保険料控除額及び申立人に係る当該事業所における昭和 57 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「当時の資料が既に廃棄済みであるため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 58 年 1 月 4 日から同年 1 月 7 日までの期間については、同年 1 月分の給与支払明細書（写し）によると、同月の労働日数が 1 日と記載されていること、当該事業所及び複数の同僚から、申立人が当該期間に勤務していたことがうかがえる供述並びに資料を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態が確認できない上、当該事業所の厚生年金保険料の控除方式が当月控除であると認められるところ、申立人から提出された同年 1 月分の給与明細書（写し）には、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から同年 9 月まで

私は、婚姻後の平成 2 年 10 月頃、A 市 B 区役所に国民年金の第 3 号被保険者の加入手続に行った際に、区役所職員にこれまでの保険料未納分を分割でもよいから納付すれば年金額が満額になりますと言われ、納付書を何枚かに分割してもらい納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、A 市 B 区に平成 2 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 11 月前後に行われたものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録により昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料が平成 3 年 1 月 8 日に納付されていることが確認できることから、63 年 10 月及び同年 11 月分の保険料は時効成立後に納付したものとなることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った平成 2 年 11 月前後の時点で A 市から納付可能な期間の過年度保険料納付書の交付を受けたが、期限を過ぎて納付したものと推測されるとともに、申立期間については、時効により過年度保険料納付書が交付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和50年4月頃、私の兄が行ってくれたが、その兄から国民年金保険料の納付書を1冊渡され、私がA市役所B支所で4回に分けて保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃に国民年金に加入し、A市役所のB支所で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、51年7月頃払い出されたと推認でき、その時点で、申立期間の保険料は過年度保険料となる。

また、A市は、国民年金の新規加入者に対し、国民年金保険料の現年度納付勧奨は行っていたが、過年度保険料の納付勧奨は行っていなかった上、過年度保険料の納付書を発行した場合は、郵便局で納付するよう説明していたとして、申立人が過年度保険料である申立期間の保険料を同市役所B支所で納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から平成4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から平成4年12月まで

私は、経営していたA社を昭和60年11月に清算したため、61年3月頃に国民年金及び国民健康保険に加入し、それらの保険料を併せて納付してきた。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月頃、B市C区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と併せて納付していたと述べているところ、申立人に対し、居住していたB市及び管轄する社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間を含め、申立人は国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入であった申立人に保険料の納付書は交付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金に加入すると交付される国民年金手帳について、「全く覚えていない。」と述べている上、申立期間の国民年金保険料についてもその納付金額及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から49年3月まで

申立期間については、私は、既に家を出ていた20歳の頃に、自分で手続をしていないのに健康保険証を使用できたことから、私の父親が私の健康保険の手続を行ってくれていたと思っており、国民年金についても同様に父親が加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたのではないかと思う。

父親から国民年金の加入手続や保険料の納付に係る話を聞いたことはないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金について、父親が加入手続及び保険料納付を行ってくれていたと思うと述べているが、当該加入手続及び保険料納付について、父親から話を聞いたことはないとしている上、申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号が二度払い出されており、このうち最初に払い出された国民年金手帳記号番号については、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和48年4月頃に払い出されたものと推認できるところ、その時点で、申立期間のうち41年7月から45年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち昭和46年1月から49年3月までの期間については国民年金保険料の納付が可能であるが、申立人は、当該手帳記号番号に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったという認識がなく、これらを行っていたとすれば申立人の元妻が行ってくれたものであるとしているところ、オンライン記録により、元妻の当該期間の保険料も未納であることが確認できる。

加えて、申立人に対し、重複して払い出されたもう一方の国民年金手帳記号番号については、前述と同様の調査等により、昭和54年2月頃に払い出されたものと推認できるところ、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料は特例納付（第3回特例納付：昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）が可能であるが、申立人は当該期間についても保険料納付を行ったという認識がない上、申立人について、特例納付をした場合に必ず保存される特殊台帳（マイクロフィルム）が保存されていない等、申立期間の保険料が特例納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年10月までの期間及び42年2月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年10月まで
② 昭和42年2月から43年3月まで

私は、昭和43年4月頃に、当時婚姻前であった妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を遡って一括で納付した。納付した金額は合わせて約3万円くらいと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻と婚姻する前の昭和43年4月頃、既に同居していた妻の分と併せて自身の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②を含む二人分の国民年金保険料を遡って納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、婚姻後の50年6月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認でき、申立人及びその妻に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の昭和43年4月から48年3月までの期間及び申立人の妻の38年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料が特例納付（第2回特例納付：昭和49年1月から50年12月まで実施）により50年9月3日に納付されていることが確認できるところ、申立人は、当該特例納付と同様に申立期間の保険料を特例納付することが可能であるが、申立人は当該特例納付に関する記憶が定かではなく、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、勤務していた会社を退職後、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替により納付してきた。申立期間については、住所や家庭環境の変化もなく、国民年金第3号被保険者への移行前に被保険者資格の喪失申出を行った記憶も口座振替を停止した記憶もない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記載された記録により、申立人は、昭和60年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61年4月1日に国民年金第3号被保険者の資格を取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立期間前と同様に口座振替で納付していたと主張しているが、昭和60年度に作成されたA市の被保険者名簿では、昭和60年4月2日付けの申立人の国民年金被保険者資格喪失日が記載され、前年度に作成された被保険者名簿に記載されていた申立人の国民年金保険料の口座振替に係る銀行口座記録が無いことから、申立人の60年度の保険料について、A市から金融機関への口座振替の依頼は行われていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から39年10月1日まで

昭和27年5月1日から41年1月3日までA社（現在は、B社）C事業所においてD作業員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者種別を第3種被保険者（D作業員）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社C事業所にD作業員として勤務していたと申し立てているが、B社は、「当社が保管するC事業所の「辞令簿」には申立人の名前が無く、このほかに当時の資料は保存されていないことから、申立人が申立期間に同事業所においてD作業員として勤務していたかどうかについては分からない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、同じ社宅に住んでいた同僚5人の名前を挙げているが、姓のみしか記憶しておらず、個人を特定できないため、これらの者からは申立人の申立ての事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚19人に照会し、9人から回答を得られたものの、そのうち5人（D作業員4人、一般1人）は、申立人を記憶しておらず、残りの4人（D作業員2人、一般2人）は、「申立人がA社C事業所においてD作業員としてE作業に従事していたことを記憶している。しかしながら、申立人と一緒にE作業に従事したことがないことから申立人がD作業員であった期間及び申立期間においてD作業員として勤務していたかどうかまでは分か

らない。」としており、いずれの者からも申立人が申立期間に同社においてD作業員として勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

加えて、前述の回答があった9人（申立期間中に第1種被保険者から第3種被保険者に種別変更されている者一人及び第3種被保険者から第1種被保険者に種別変更されている者二人を含む。）に勤務実態に見合う被保険者種別となっているか否かを照会したところ、いずれも「従事していた職種と厚生年金保険の被保険者種別は一致している。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所では、勤務実態を踏まえて同保険の被保険者種別の変更手続を社会保険事務所（当時）に行っていたものと考えられる。

その上、申立人に係る被保険者原票によると、申立人は、昭和38年7月15日付けで被保険者種別が第3種被保険者から第1種被保険者に変更となり、これに伴い、標準報酬月額が、同年11月1日付けの随時改定でそれまでの3万3,000円から1万8,000円となっていることが確認できるとともに、その後39年10月1日付けで被保険者種別が第1種被保険者から第3種被保険者に変更となり、これに伴い、標準報酬月額が、40年2月1日付けの随時改定によりそれまでの1万8,000円から3万3,000円となっていることが確認できるほか、これらの記録に訂正等の不自然さは見当たらない上、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社に平成 16 年 4 月からB職として勤務していたが、保管している給料支払明細書により確認したところ、申立期間の厚生年金保険に係る標準報酬月額が実際の給与総支給額と比べ低額となっている。
申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における平成20年9月1日から同年10月1日までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初16万円と記録されていたが、同社は、同年9月の定時決定に誤りがあるとして、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に管轄年金事務所に対し訂正の届出を行い、22年12月1日付けで17万円に訂正されている。しかしながら、当該期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額(17万円)ではなく、訂正前の16万円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成20年9月の給与支払明細書により、申立期間における給与支給額(16万5,000円)に見合う標準報酬月額(17万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)よりも高額であ

るものの、申立期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が15万円であり、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

北海道厚生年金 事案 3904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月 17 日から 46 年 5 月 1 日まで
② 昭和 47 年 1 月 25 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 38 年 8 月にA社に入社し、50 年 10 月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間①及び②においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所はオンライン記録によると、昭和 53 年 11 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、59 年 12 月 2 日に解散している上、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人に係る当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和 45 年 12 月 17 日に離職後、46 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 17 日に離職後、47 年 6 月 1 日に再度資格を取得していることから、申立期間①及び②について、それぞれ加入記録は確認できず、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、昭和 45 年 11 月時点で厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち申立人と同職種の同僚 8 人は、申立人と同様に同年 12 月 17 日で同保険の被保険者資格を喪失し、このうち 7 人は申立人と同時期

に再度資格を取得していることが確認できる上、46年12月時点で厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、申立人と同職種の同僚9人は、申立人と同様に47年1月25日に同保険の被保険者資格を喪失し、いずれもが申立人と同時期に再度資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者記録が継続している者及び申立人と同様に被保険者記録が欠落している者11人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の両申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、被保険者原票によると、申立人は申立期間①及び②において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる上、当該事業所を申立人と同時期に資格を喪失した同僚も任意継続被保険者の手続が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間は、A市立B施設にC職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が保管する申立人の人事記録によると、申立人は、昭和 48 年 5 月 1 日にA市立B施設にC職として採用され、同年 9 月 30 日に辞職したことが確認でき、当該期間において同施設に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A市役所に照会したところ、「在籍期間中、申立人はA市職員として、厚生年金ではなく共済年金に加入していた。」と回答していることから、D縣市町村職員共済組合に照会したところ、「申立人は、昭和 48 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日まで当共済組合に加入していた。」と回答しており、申立人は、当該期間において厚生年金保険被保険者ではなく、D縣市町村職員共済組合員であったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3906（事案 2671 及び 3301 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 29 日から 62 年 1 月 20 日まで

申立期間については、A社に勤務していたことを証明する公共職業安定所発行の書類があるが、第三者委員会から厚生年金保険の被保険者であったことは認められない旨の通知をもらった。

前回の申立てが認められなかった理由として、同僚の連絡先等が不明であることから照会することができず、当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができないとしているが、ハローワークに照会したところ、申立事業所に係る雇用保険の事業所番号から同僚の氏名及び生年月日を調査することは可能であるとのことだったので、再度調査をして、同僚の証言を聞いた上で結論を出してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における雇用保険の加入記録により、申立人が同社に勤務していたことが認められるものの、i) 同社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が見当たらないこと、ii) 同社の商業・法人登記簿謄本により確認できた申立期間当時の事業主に照会したところ、同謄本に記載された住所に該当者がおらず、当時の事業主から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての供述が得られなかったこと、iii) 申立人は、申立期間当時の同僚の姓を挙げているものの、その者の名前及び連絡先等は不明としていることから個人を特定できないこと、iv) 申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 10 日付け及び 23 年 2 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに基づき、申立人が名前を挙げた 4 人の同僚について、B省

C局に雇用保険被保険者記録を照会したところ、当該4人については姓のみであったことから、「氏名と生年月日が分からないと被保険者の検索をすることはできない。事業所番号から加入者の調査をすることは、一般的に可能であるが、照会者が特定されていないデータを提供することはできない。また、今回照会があった事業所のデータについては、保存されていないため不明である。」と回答しており、当該4人を特定できず、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の商業・法人登記簿謄本に記載されている事業主以外の役員3人についても、個人を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から6年10月1日まで

申立期間については、姉が社長をしていたA社に勤務していたが、給与を減額された記憶がないにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が下がっている。

当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給料については、社長である姉が決めていた。給与明細書を一度も手にしたことはないが、給料が下がったという認識はなかった。」と主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録により平成10年4月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る申立期間の給与の支払状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

また、当該事業所の社会保険関係事務を受託していたB商工会議所が保管する同社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得喪失事務等処理簿」(昭和63年10月から平成6年10月まで)に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該期間の厚生年金保険料額から当時の厚生年金保険料率で除して求められる標準報酬月額についても、オンライン記録と一致しており、標準報酬月額の遡及訂正等が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、

兩人から回答を得られ、このうち一人は「私の給与月額は途中で変更すること
は無く、厚生年金保険料の控除についても不自然なことはなかった。」と供述
しているほか、他の一人から提供された申立期間の一部（平成元年9月から2
年2月まで）に係る給与明細書の厚生年金保険料欄に記載されている額は、オ
ンライン記録にある厚生年金保険の標準報酬月額から算出した厚生年金保険
の保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生
年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資
料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 8 月 15 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 50 年 10 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 20 日から 51 年 7 月 16 日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が申立期間に係る事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に転居した住所が記載されている上、申立人は、「脱退手当金裁定請求書に添付された脱退手当金請求の同意書に記載された署名は、自分の筆跡に似ている。」と供述していることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 27 日から 36 年 4 月 17 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について、年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和36年9月15日に支給決定がなされている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、前述のとおり、昭和36年9月15日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険の被保険者期間がなければ年金を受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後（昭和36年4月）、48年11月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から34年3月20日まで
② 昭和36年8月1日から38年11月25日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものと2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立期間①については厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約8か月以内に、申立期間②については約3か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給決定に当たり厚生省（当時）が脱退手当金の裁定庁に同台帳の申立期間①に係る記録について回答したことを意味する回答日付印（昭和34年10月28日付け）が押されており、申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間②に係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、申立期間①及び②に係る各脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日まで
昭和 54 年 5 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日まで、A社に勤務していた。

申立期間①の報酬月額は 15 万円であったと記憶しているが、標準報酬月額が 7 万 2,000 円から 12 万 6,000 円になっている。

申立期間②の報酬月額は 25 万円であったと記憶しているが、標準報酬月額が 15 万円になっている。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、年金記録を確認したところA社に係る標準報酬月額が、当時の報酬月額よりも低額となっているとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成 3 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると同年 9 月 2 日に解散しているほか、当該事業所の後継会社であるB社も、商業・法人登記簿謄本によると、15 年 9 月 10 日に解散していることから、申立人の両申立期間に係る報酬月額の届出状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間①について、複数の同僚の供述により、当該事業所の経理事務は別の関連会社において一括して行っていたとしているところ、関連会社の経理事務担当者は、「私は申立期間①当時、申立人の給与計算をしていたが、オンライン記録どおりの給与額で間違いない。事業主も正しい金額で社会保険事務所（当時）に届け出ている。」と回答しているほか、当該事業所における申立期間①当時の役員は、「申立人の給与額については記憶していな

い。」と回答している。

また、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①において、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚並びに当該事業所及び当該事業所の関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚は、自身の記憶している報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額は一致していると回答している上、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 3 申立期間②について、申立人が保管する当該期間に係る給与振込口座の預金通帳によると、給与振込日において、当該事業所及び当該事業所の関連会社であるC社の2社から給与が振り込まれていることが確認できるところ、当該事業所からの振込額は毎月金額が異なっており、1円までの端数が確認できる一方、C社からの振込額は、3か月から18か月間同一額であり、100円未満の端数が無いことが確認できる。

このことについて、申立期間①当時に経理事務担当者であったとする同僚は、「申立人の給与について、端数が無い金額は役員報酬であり、厚生年金保険料等が控除されていないと思われる。」と回答している。

また、申立期間②当時の事業主は、「私は当該事業所の関連会社2社で役員を兼務していたため、両社から給与が振り込まれていたが、標準報酬月額は1社分の給与額である。」と回答している。

さらに、二つ以上の事業所から報酬を受けている者については、厚生年金保険法施行規則第2条の規定に基づき、社会保険事務所に対して「健康保険厚生年金保険被保険者二以上事業所勤務届」を提出することが必要であるが、申立人及び当該事業主のオンライン記録によると、申立期間②において、当該勤務届が提出された形跡は見当たらない。

加えて、当該預金通帳により確認できる当該事業所からの振込額について、申立期間②における標準報酬月額の各定時決定の基礎となる3か月分(各年5月から7月)の平均給与額をみると、申立人のオンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合った給与額が振り込まれていることが推認できる。

その上、申立期間②において、申立人が名前を挙げた同僚並びに当該事業所及び当該事業所の関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚は、自身の記憶している報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額は一致していると回答している。

- 4 このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 9 月から 28 年 7 月 1 日まで
② 昭和 28 年 9 月から 30 年 5 月 20 日まで

申立期間①は、A社B事業所に昭和 25 年 9 月頃から 28 年 8 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、同年 7 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得したことになる。

申立期間②は、C町（当時）D地区にあったE社に昭和 28 年 9 月から勤務したが、厚生年金保険の加入記録によると 30 年 5 月 20 日に同保険の被保険者資格を取得したことになる。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する具体的な供述及び申立人自身が記入したとする昭和 40 年 4 月 24 日付けの履歴書の記載内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①において継続してA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社B事業所は、昭和 32 年 5 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社本社は、「当社は、正社員に係る人事カード及び職員録を保管しているが、現地採用の作業員の人事カードについては保管していない。保管している人事カードを確認したが、申立人の記録は無い。当時の状況を知る者もおらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚一人を挙げているものの、申立人

は当該同僚の姓のみを記憶していることから、個人を特定することができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人と同日の昭和28年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚25人のうち、唯一生存及び所在が確認できた者は、「申立人については記憶していないが、私も昭和25年9月からF作業場の作業員として勤務していた。」と供述しており、当該同僚は、申立人と同様に、入社から2年10か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同人からは、申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、上記同僚のほか、申立期間①及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、生存及び所在が確認できた5人に照会し、二人から回答が得られたものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、申立人は「昭和28年8月に解雇され退職したが、会社が解雇前の1か月間だけを厚生年金保険に加入させることは不自然である。」と主張しているが、前述の申立人と同日の同年7月1日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚25人のうち、申立人と同様、同年8月17日に同資格を喪失している者が17人確認できることから、事業主は、申立人だけではなく、これら複数の同僚について、同様の取扱いを行っていたものと考えられる。

2 申立期間②について、前述の昭和40年4月24日付けの履歴書及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間②において継続してE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、E社は、昭和42年10月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、申立期間②当時の事務担当者は既に死亡していることが確認できる上、同社本社は、「申立期間②当時の書類を保管していないことから、申立人が勤務していたか否か不明であり、申立期間②当時の厚生年金保険の適用状況についても不明である。」と回答している。

また、事業所名簿及びE社に係る被保険者名簿によると、同社は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②のうち同年9月から同年10月31日までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、E社に係る被保険者名簿において、申立人より前に厚生年金保

険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 23 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）のうち、生存及び所在が確認できた 7 人に照会し、6 人から回答が得られたものの、このうち一人は、「C 町 D 地区にあった E 社に採用され、申立人とは同僚であったが、入社当初は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているとともに、当該同僚は、自身が記憶する入社時期から約 1 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、他の 5 人からは、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、上記同僚 6 人のうち 1 人は、「当時、G 職が二人、H 職は 4 人又は 5 人であった。そのほかに作業員がいたが、組や班に分かれて作業しており、全体の従業員数は分からない。」と供述し、他の一人は、「当時の従業員数は多い時で 20 人から 30 人程度であった。」と供述しているところ、E 社に係る被保険者名簿によると、同出張所が厚生年金保険のに該当した昭和 28 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している者は二人だけであることが確認できることから、申立期間②当時、事業主は、採用した従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 51 年 4 月から同年 9 月 26 日までA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年 9 月 1 日からとなっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供された、申立人がA社在職中にB社の採用が決定した際に提出したとされる履歴書から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 6 月から同年 9 月 1 日までの期間は、同社において継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、私も、申立期間当時の具体的な記憶はない。」と回答している上、当時の事務担当者として名前が挙げられている二人についても、死亡又は所在が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間以前に被保険者資格を取得し、申立期間における加入記録がある同僚のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会し、3人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる供述は得られなかった。

さらに、上記同僚3人のうち、申立人と同様にC業務に従事していたとする

同僚一人及び他の一人は、自身が記憶している入社時期から4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、両人は、「入社当初には見習期間があった。その後、しばらく勤務し、本採用になった後に社会保険に加入した。」と供述していることから、当時、事業主は、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3915

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務していた。同社における厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間の標準報酬月額はその前後の期間よりも低い 20 万円と記録されているが、同社の総勘定元帳により、申立期間のうち平成元年 1 月から同年 3 月までの役員報酬額が 32 万円であることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成元年に係る総勘定元帳により、申立人は、申立期間のうち同年 1 月から同年 3 月までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額 (20 万円) を超える 32 万円の役員報酬が支払われ、32 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、上記総勘定元帳により、当該事業所が社会保険事務所 (当時) に納付した平成元年 1 月から同年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく額であったと認められる。

また、当該事業所の現在の事業主は、「平成元年に係る総勘定元帳以外に申立期間当時の資料は無い。私も、申立人の申立期間における役員報酬額及び厚生年金保険料控除額を記憶していない。」と供述しており、申立期間のうち昭和 63 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な点は認められない。

加えて、商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役就任していたことが確認できるとともに、現在の事業主は、「当時、最も従業員数が多い時でも5人であった。給与計算及び社会保険事務所への届出は私が行っていたが、申立人は代表取締役であり、厚生年金保険料納付義務の履行状況について知り得なかったとする特別な事情は思い当たらない。」と供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から同年 6 月 2 日まで
② 昭和 55 年 6 月 2 日から同年 9 月 3 日まで
③ 平成元年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
④ 平成元年 3 月 1 日から 2 年 3 月 1 日まで

申立期間①については、職業安定所の紹介により、昭和 55 年 3 月から A 社に B 職として入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 6 月 2 日となっているので、同資格取得日を訂正してほしい。

申立期間②については、職業安定所の紹介により、給与月額 12 万円の条件で A 社に B 職として勤務していたにもかかわらず、標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間③については、C 社に B 職として勤務していたが、平成元年 2 月 28 日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっているので、同資格喪失日を訂正してほしい。

申立期間④については、C 社と同じ条件（給与月額 19 万円）で D 社に入社したにもかかわらず、標準報酬月額が 13 万 4,000 円及び 14 万 2,000 円と記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「職業安定所の紹介により、昭和 55 年 3 月から A 社に B 職として入社した。」と主張している。

しかしながら、申立期間①当時、A 社で社会保険事務を担当していたとす

る当時の事業主の妻は、「申立人が入社したのは、昭和 55 年の 3 月ではなく 4 月であった。職業安定所の紹介であったので、雇用保険の加入手続は入社と同時に行ったが、社会保険は様子を見てから加入手続をとった。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録により、同年 4 月 23 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立期間に係る賃金台帳（写し）によると、申立人の厚生年金保険料は、申立人が厚生年金保険の資格を取得した昭和 55 年 6 月以降の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は、「当時、給料明細をもらった時に、給与から厚生年金保険料が控除されていないことに気が付き、年金記録に空白が生じるのが嫌であったので、とりあえず国民年金保険料を納付していた。事業主の妻には再三にわたり早く厚生年金保険に加入するよう依頼していたが、昭和 55 年 6 月になってやっと加入手続を取ってくれた。その手続を確認してから自分で国民年金の被保険者喪失手続を取った。」と主張している。

2 申立期間②について、申立人は、「職業安定所の紹介により、給与月額 12 万円の条件で A 社に B 職として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、前述の当時の事業主の妻は、「社会保険の資格取得届を提出する時の標準報酬月額は、あくまで基本給だけであり、手当関係は後で仕事ぶりを見て決めていた。」と回答している。

また、A 社から提出された申立期間に係る賃金台帳（写し）によると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料は、昭和 55 年 6 月及び同年 7 月は 2,577 円、同年 8 月及び同年 9 月は 4,599 円と記載されており、この金額に見合う標準報酬月額はそれぞれ 7 万 2,000 円及び 12 万 6,000 円であり、オンライン記録で確認できる標準報酬月額 9 万 8,000 円とは一致しないが、前述の当時の事業主の妻は、「最初、間違えて厚生年金保険料を少なく控除してしまったので、後からその分多く同保険料を控除して調整した。」と供述しているところ、上記 4 か月分の給与から、実際に控除された厚生年金保険料の合計額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額 9 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料の合計額は、ほぼ一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる女性従業員 3 人の標準報酬月額の推移について確認したところ、申立人の標準報酬月額が特に低額であるとは認められない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

3 申立期間③について、申立人は、「C 社に B 職として勤務していたが、平

成元年2月28日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっている。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立期間③当時、月末退職者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、退職月の月末で届出していた。当社では厚生年金保険料は翌月控除であったので、最後の給与からは1か月分の保険料しか控除していない。」と回答しているところ、申立人も「最後の給料から控除されていた厚生年金保険料は1か月分であった。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間③に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた一人に照会したところ、「申立人はB職であったが、申立人の退職時期については分からない。」と供述しており、申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

4 申立期間④について、申立人は、「C社と同じ条件（月額19万円）でD社に入社したにもかかわらず、標準報酬月額が13万4,000円及び14万2,000円と記録されている。」と主張している。

しかしながら、D社は、「申立人の労働契約書兼雇入通知書には、基本賃金月額13万円と記載されている。申立期間④当時は先代の社長の時であったが、先代社長は既に死亡しているため申立人が主張するような話があったか否かは分からないが、仮にそのような話があったとしても、入社時の条件と相違していれば、毎月の給与明細を見れば分かるはずであり、当時申立人がこのことについて何も言っていなかったことは現社長も知っている。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る労働契約書兼雇入通知書（写し）によると、基本賃金月額13万円と記載されていることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立期間④に係る給与支払総括表（写し）によると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、申立人の平成元年分及び2年分の源泉徴収簿（写し）に記載された社会保険料控除額は、上記給与支払総括表（写し）の社会保険料の合計額と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所から提出された平成元年3月3日付け及び同年8月2日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書（写し）によると、申立人の標準報酬月額は13万4,000円及び14万2,000円と記載されていることが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

5 申立期間①及び③について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。また、申立期間②及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月26日から42年9月1日まで
社会保険事務所(当時)で記録されているA社に勤務していた期間の標準報酬月額が誤りである。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成11年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主が二人確認できるところ、一人は既に死亡しており、他の一人は所在が確認できないことから、申立期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち申立期間当時、当該事業所におけるオンライン記録が確認できた4人のうち3人は既に死亡しており、他の一人に照会したところ、回答が得られないことから申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額についての供述を得ることができない。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録により確認でき、生存及び所在が確認できた9人に照会し、回答が得られた5人のうち、自身の給与額を記憶している3人が供述する給与額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額はほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立期間のうち昭和33年6月から35年4月までの期間について、申立人は標準報酬月額が2万円であったと主張しているところ、当該期間の標準報酬月額の最高等級は1万8,000円である上、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者は70人(申立人を除く。)確認でき、これらの者のうち、申立人の標準報酬月

額の記録よりも高額の標準報酬月額の記録が確認できる者は11人であり、そのうち申立人が主張する標準報酬月額よりも高額の標準報酬月額の記録が確認できる者は事業主を含む4人のみであることを踏まえると、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

その上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

申立期間は、A社から短期出張を命ぜられ、B社で勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた申立期間当時の上司の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 34 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、同社は、「当社は、昭和 34 年 1 月 1 日からC共済組合の適用事業所となっている。当時、1年以上勤務している者は、同共済組合に加入させていたが、申立人のような半年勤務のD職は、社会保険等に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人がB社で上司であったとして名前を挙げた二人及び申立人の出張元であるA社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた17人の計19人に照会したところ、12人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

さらに、B社の設置者であるE組合連合会も、「申立人の当連合会における勤務の記録は無い。」と回答している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A市B部（現在は、A市C部）において、共済組合に加入する前の申立期間については、臨時雇用職員として勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずであるが、加入記録が無い。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市C部から提出された申立人に係る「人事給与システムの人事履歴画面の写し」によると、申立人は、昭和 41 年 5 月 1 日付けでD職としての発令を受け、同年 7 月 1 日付けでA市雇員としての発令を受けていることが確認できることから、申立人が申立期間において、A市B部に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A市B部は、オンライン記録及び事業所名簿により、申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、A市C部は、「当時の臨時雇用職員の社会保険の適用については、臨時雇用職員の任用期間が2か月であったことから、厚生年金保険法及び健康保険法に基づき加入させていなかった。」と回答している。

さらに、前述の「人事給与システムの人事履歴画面の写し」により、申立人と同じ昭和 41 年 5 月に採用されたことが確認できる同僚 8 人（申立人から、申立期間当時の同僚として名前の挙がった二人を含む。）を含め、オンライン記録により申立期間にA市B部において厚生年金保険の加入記録がある者は確認できない。

加えて、上記 8 人のうち 3 人が、「共済組合加入前に臨時雇用期間が2か月ぐらいいり、その間は社会保険等に加入しなかった。」と供述し、そのうちの

一人は、「社会保険等には加入させてもらえなかった臨時雇用期間においては、自身で国民年金に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 31 日から 60 年 12 月 1 日まで

昭和 58 年 4 月から 63 年 4 月まで、A 社に継続して勤務していたが、その間、同社は 59 年 1 月 31 日に、いったん厚生年金保険の適用事業所でなくなり、再び 60 年 12 月 1 日に適用事業所となったことにより、私の厚生年金保険の被保険者資格が 59 年 1 月 31 日に喪失し、再び 60 年 12 月 1 日に同資格を取得したことになる。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、事業所整理記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、昭和 59 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後 60 年 12 月 1 日に再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主を含め、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により名前が確認できる従業員全員について、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有する者は見当たらない。

さらに、当該事業所では、「当時の記録が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について分からない。」と回答しており、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間において、申立人と一緒に勤務していたが、その間は、会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、同保険の加入記録は無い。」と供述している。

その上、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人は、申立期間において健康保険を任意継続していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。